

摂津市人権教育基本方針

平成13年(2001年)12月19日策定

摂津市教育委員会

人類に多大な犠牲をもたらした二度の世界大戦の反省から設立された国際連合は、「人権の尊重が平和の基礎である」との認識のもと、昭和23(1948)年に世界人権宣言を採択し、それ以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくす行動施策の具体化に向けて、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」など、人権に関するさまざまな条約を採択してきた。

さらに、国連は、人権教育を通して人権という普遍的な文化を築き、世界のすべての人々が幸せな未来を迎えられるよう、平成6(1994)年第49回総会において「人権教育のための国連10年」を決議した。

わが国は、日本国憲法が保障する基本的人権の確立に向けて各種の法律や制度を整備するとともに、人権に関する様々な条約に加入するなど、国際社会の一員として取組みを進めてきた。平成12(2000)年12月には、人権教育及び人権啓発の推進について、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定した。

しかし、わが国固有の人権問題である同和問題は、解決に向けて進んでいるものの、依然として課題が残されており、また、女性・障害者・高齢者・子ども・在日外国人に係わる人権問題等、様々な人権侵害が存在している。さらにインターネットを使った人権侵害等社会の変化にともなって新たな人権問題が生じている。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものであり、人権問題を一日も早く解決することは、私達人類の共通の願いであり責務でもある。

人権が尊重される社会をつくるためには、すべての人々が日頃より人権問題について考え、その解決に向けて積極的に取り組む行動力が必要である。なかでも、それらの行動力を生み出す基礎となる教育の果たす役割はきわめて大きい。

以上の観点に立つて、国際人権規約、子どもの権利条約、日本国憲法及び教育基本法、並びに摂津市人間尊重のまちづくり条例の精神に基づき、本市の教育分野における人権教育の基本方針を次のとおり定める。

- 1 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として人権問題に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成を目指して、教育のあらゆる場において、人権教育を推進する。
- 2 人権問題が社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題であることを踏まえ、その実態の把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
- 3 市民一人一人が、主体的に人権尊重の理念に基づいた学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観を持った人々が、互いのあるがままを尊重し、認め合い、豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。
- 4 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図る。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければならない。